

藤井寺市行政改革大綱

～「協働と改革」プラン～

平成13年11月

藤 井 寺 市

目 次

はじめに	1
第1 基本方針	2
1. 基本方針	2
2. 行政改革大綱の重点項目	3
3. 大綱の推進期間	3
第2 重点項目の考え方と取組方針	4
1. 事務事業の再構築	4
2. 組織機構の簡素効率化	8
3. 給与及び定員管理の適正化	10
4. 職員の能力開発、人材育成	12
5. 行政の情報化等市民サービスの向上	14
6. 開かれた市政の推進	16
7. 健全な財政運営の確立	18
8. 公共施設の設置及び管理運営の効率化	20
推進にあたって	22
実施計画	23

はじめに

21世紀という新世紀を迎える中、少子・高齢化の進展やIT（情報技術）革命をはじめ、住民の価値観の多様化、環境問題に対する関心の高まり、そして、阪神・淡路大震災を教訓とした防災対策の重要性など、社会のあらゆる領域で大きな変化が進行している。一方、長引く景気低迷の影響により、国・地方を通じた財政運営は、引き続き、大幅な財源不足を借入金や起債によって調整する厳しい状況が続いている。

地方自治体では、こうした社会経済情勢の変化や住民の多様な行政需要に対応していくため、常に、時代の要請にこたえられる行財政システムを構築していくことが求められている。

さらには、従来の中央集権型社会から地方分権型社会に転換する「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成12年4月に施行され、これまでの国と地方との関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと抜本的に改められた。この地方分権の実施に伴い、地方公共団体が担う役割や責任はますます大きくなり、特に、住民に身近なサービスを提供する市町村が自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する時代を迎えている。

本市では、平成10年3月に藤井寺市行政改革大綱及び同実施計画を策定し、厳しい財政環境の改善と時代の変化にも即応できる行政運営の再構築を目指して、職員の意識改革や事務事業の見直し、情報公開制度の確立、行政内部経費の節減、職員定数の削減と人件費の抑制、係制の全廃を含めた抜本的な組織・機構改革などを実施している。

また、職員のローテーションによる庁内案内業務の実施や、少ない経費で効果的に市民サービスを向上させるものとして、庁舎1階への情報ふれあいコーナーの設置、生涯学習センターでの住民票等の交付事務などにも取り組んできた。

しかし、依然として厳しい行財政運営が続く中で、地方分権の実施をはじめ、新たな行政課題や多種多様化する市民ニーズに適切な対応をしていくためには、改めて行政改革大綱を見直し、更に行政改革と財政の健全化を推進することが重要な課題となっている。

このようなことから、これまでの行政改革の成果も踏まえ、新たな行政改革大綱を策定し、市民の目線や意識を大切にしながら、時代の変化や市民ニーズに沿った市政を推進する。

第1 基本方針

1. 基本方針

地方自治の新時代に対応した行財政システムを構築し、市民とともに「安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、行政改革大綱の基本方針は次の3点とする。

(1) 市民を主体とした市政の推進

21世紀という新たな時代を迎え、社会全体が大きく変動している中、複雑・多様化する行政需要や行政課題に対応していくに当たっては、市政の中心は市民であることを基本理念として、市民との協働によるまちづくりを推進する。

このため、市政の推進に関する市民への適切な情報提供や説明責任を果たすとともに、職員の応接態度や行政用語等の改善、行政手続の公正確保と透明性を向上させ、一層行政の信頼性を確保する。

また、市民からの幅広い意見を市政に反映していくため、審議会等の附属機関の活性化や広聴制度の充実に努めるなど、市民が参画できる機会を拡充し、市民を主体とした市政を推進する。

(2) 適切で効果的な行財政システムの構築

本市では、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応するに当たっては、行政としての責任領域に留意し、実施すべき施策を適切に選択しながら、計画的に施策を推進してきた。今後も、社会経済情勢の動向や新たな行政課題を的確に把握し、限られた財源を効果的に活用した行財政運営を推進していく。

このため、引き続き中期的な観点に立った財政の健全化に取り組むとともに、市民のニーズに沿った事務事業の優先順位の明確化と、実施した事務事業の成果等を検証する評価システムの構築、民間委託の推進をはじめとする事務事業の執行方法の見直し、知恵と創意工夫による効果的な市民サービスの向上、広域行政圏の有効活用などに取り組み、効率的な行財政システムを構築する。

(3) 迅速で効率的な行政執行体制の確立

地方分権の実施に伴い、市町村が自ら判断・実行する領域がさらに拡大し、職員一人ひとりの意識改革と政策形成能力の向上など、幅広い人材育成が何より重要となっている。このことから、人材をより有効に活用し行政体質を強化するため、適正な人事制度の確立や研修制度等を改善・充実し、職員の能力開発や勤労意欲の向上に努める。

一方、行政組織は、時代の変化や新たな行政課題に的確な対応をするため、常に点検することが重要である。本市では平成12年4月に、既存の枠組みや従来の発想にとらわれることなく、市民サービスの一層の向上と職員の流動的な対応を図るための抜本的な組織・機構改革を実施した。今後も、増大する市民ニーズに対応するに当たっては、柔軟で弾力的に機能する組織・機構を構築し、地方分権の時代にふさわしい執行体制を確立していく。

2. 行政改革大綱の重点項目

1. 事務事業の再構築
2. 組織機構の簡素効率化
3. 給与及び定員管理の適正化
4. 職員の能力開発、人材育成
5. 行政の情報化等市民サービスの向上
6. 開かれた市政の推進
7. 健全な財政運営の確立
8. 公共施設の設置及び管理運営の効率化

3. 大綱の推進期間

この大綱に定める重点項目の推進期間は、おおむね向こう5年間として、既に取り組みをはじめているものもあるが、実現可能なものから逐次取り組んでいく。

また、具体的な項目を掲げていない事項についても、行政改革推進本部で、さらに検討・協議を加える。

第2 重点項目の考え方と取組方針

1. 事務事業の再構築

①事務事業の見直し

21世紀を迎え、住民の価値観やライフスタイルの変化などを背景として、住民ニーズの多様化、複雑化に伴う行政需要は質的にも変化し、量的にも増大している。こうした中、住民にとって身近な事務やサービスは、基礎的な自治体である市町村が担っていくという理念に立った地方分権が実施され、市町村が担う役割と責任がますます大きくなっている。

一方、国・地方を通じた財政状況は、依然として厳しい状況が続いており、今後もかつてのような右肩上がりの経済成長を前提とした財政運営が見込めないものとなっている。

こうしたことから、市民の意識や要望と市が実施する施策にギャップが生じないように、時代の変化や市民の新たなニーズに適切な対応をするため、より一層事務事業を点検し見直していく。

[取組方針]

- (1) 目的を達成した事務事業の廃止や類似する事務事業を整理・統合していく。
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズを常に意識し、必要性、緊急性、効果性などから適正な施策の選択と優先順位を明確にし、計画的に施策を推進する。
- (3) 限られた財源を有効に活用するため、知恵と創意工夫により、少ない経費で効果的に市民サービスの向上を図る。
- (4) 事務事業の実施に当たっては、行政としての責任領域に留意しつつ、スクラップ・アンド・ビルドを基本原則とする。
- (5) 事務事業の内容に応じて、一定の実施期間を設定するサンセット方式を導入する。
- (6) 実施した施策や事務事業について、市民ニーズの視点に立った成果等を検証する評価システムの導入を検討する。

②補助金等の見直し

補助金は、公益上の必要性に基づき、行政目的を効果的・効率的に達成するための手段として交付している。

従来より補助目的に沿って、その妥当性、必要性、公平性、効果性などの視点から、補助金等を見直してきたが、今後も引き続き定期的に見直し、団体等の自主性を促進し、限られた財源を有効に活用する。

[取組方針]

- (1) 行政効果や行政目的の達成状況等に応じて、補助金を廃止、減額する。
- (2) 同一又は類似した目的の補助金がある場合は、再編や統合化を進める。
- (3) 補助金の継続性、膨張性という性格を踏まえ、補助制度の新設は極力抑制する。
- (4) 既設の補助金等を含め、補助内容に応じて可能なものは補助期間の設定を検討する。

③受益と負担の公平性の確保

市民福祉を増進することは行政としての使命であるが、一方で、市民ニーズの多様化・複雑化に伴い、行政が担う責任領域を明確化するとともに、受益と負担の公平性を確保することも重要となっている。

このことから、一般的な行政サービス以外に、特殊なサービスを提供する場合や、受益者が特定されるサービスは、コストの公開などにより市民のコンセンサスを得ながら、必要に応じた受益者負担を求めていく。特に、使用料、手数料及び保育料等は、受益者負担の原則に基づき、コスト計算等を意識した料金を設定する。

[取組方針]

- (1) 使用料、手数料及び保育料等は、物価の変動や事業経費等のかんがみ、3年周期を基準として検証し、必要に応じて改定する。
- (2) 各種講座や教室等の受講料は、実施目的や受益の程度等により、受益者に対して事業経費の相応の負担を求める。
- (3) 受益者が特定される無料の配布物等は、内容に応じて、廃止や一定の受益者負担を検討する。

④民間委託等の推進

本市では、多くの行政サービスや事務事業を直営で提供しているが、多種多様化する行政需要に対処していくためには、最少の経費で最大の効果をあげるという行財政運営の基本原則を踏まえ、外部委託が適切なサービスや事務事業は、民間委託等の分野を拡大していくことが課題となっている。

このことから、行政責任の確保や市民サービスの維持向上に留意しながら、民間委託等が望ましい業務の内容や範囲などの基準を明確化し、民間の持つ専門的知識や技術などを有効に活用していく。

〔取組方針〕

- (1) 直営で実施するよりも、市民ニーズに対応した、より適切なサービスの提供や質の高いサービスが期待できるものは、民間委託等を推進する。
- (2) 民間の持つ柔軟性や迅速性により、市民サービスの向上につながるものは、民間委託等を推進する。
- (3) 人件費や物件費など、直営で実施するよりも少ない経費で市民サービスを維持向上できるものは、民間委託等を推進する。
- (4) 一時期に定型的な大量の事務処理が必要となる業務等は、民間委託等を推進する。
- (5) 民間の資金や経営ノウハウ等を活用して社会資本を整備するＰＦＩ制度など、民間活力の導入に向けた新たな手法について調査研究を加える。

⑤広域行政の推進

地方分権の時代を迎え、ますます高度化、多様化する行政需要に対応していくに当たっては、広域的な行政体制を強化することが求められている。また、市民の生活行動範囲は行政上の市域を越えて広域化しており、今後さらに市域にとられない行政サービスの重要性が増大すると考えられる。

このことから、国等における市町村合併に関する議論の動向にも十分留意しつつ、周辺市町村と共通した課題や、一市で処理するよりも広域的な実施が効率的で効果的なものは、広域的な取り組みを推進する。特に、合併については、住民意向、財政状況を十分勘案して判断すべきことから、適切な情報開示を行っていく。

〔取組方針〕

- (1) 南河内地域広域行政推進協議会を中心として、広域的な見地に立った施策の企画、調整を行うなど、広域的な取り組みを推進する。
- (2) 共通する課題については、圏域内の市町村との共同処理や共同事業化を検討する。
- (3) 消防・救急、ゴミ・し尿処理、学校給食の一部事務組合は、構成市との連携を強化するとともに、一層効率的に運営する。
- (4) 地方分権に伴う市町村合併の問題については、常に住民意向を勘案し、必要な情報開示を行いながら、調査、検討を進める。

2. 組織機構の簡素効率化

①効率的な組織・機構の構築

新たな行政課題や市民の多様なニーズに的確な対応をするためには、組織間の連携強化と併せ、市民に分かりやすく、柔軟で弾力的に機能する組織・機構を整備することが重要である。

本市では、平成12年4月に、時代の変化に伴う行政課題等への対応や、窓口での市民サービスの向上と併せ、組織のスリム化・効率化と、職員が流動的に対応するための部課の統廃合や係制の全廃など、抜本的に組織・機構を改革するとともに、大幅な事務処理方法の簡素化にも取り組んだ。

今後も、地方分権に伴う市町村への事務委譲や、社会経済情勢の変化に即応できる効率的な執行体制を構築していく。

[取組方針]

- (1) 組織機構の見直しに当たっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれることなく、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に即応できる組織・機構を構築する。
- (2) 市民の利便性や親しみやすい名称などに十分配慮し、市民に分かりやすい組織・機構を確立する。
- (3) スクラップ・アンド・ビルドを原則として、組織の肥大化や細分化、少人数化を抑制し、柔軟で弾力的に機能する組織・機構を整備する。
- (4) 臨時的な行政課題や緊急を要する懸案事項は、プロジェクトチームなどを有効に活用する。
- (5) 職務権限の明確化、事務処理方法の標準化、情報の共有化などにより、職場の活性化と意思決定の迅速化を進める。

②審議会、協議会の見直し

各種審議会、協議会は、市民が市政へ参画し、幅広い意見や専門的な立場からの見識を広く行政運営に反映していくことを目的としている。

本市では、様々な分野で審議会、協議会を設置しているが、今後も、設置の必要性等を点検するとともに、設置目的が十分に達成されるよう、運営のあり方を見直す。

〔取組方針〕

- (1) 設置目的が達成され存続の意義が失われたもの、活動実績がほとんどないものは、廃止、再編する。
- (2) 設置目的、審議内容等に照らして、幅広い角度からより効果的、効率的に審議できるものは統廃合を検討する。
- (3) 同一人で多種の委員の兼務と、長期在任を回避し、幅広い分野からの委員を登用する。
- (4) 女性委員の登用を拡大するため、当面の目標数値を30%として、目標に近づけるよう女性委員の参画比率を向上させる。
- (5) 審議会、協議会の性格を見極めながら、委員の一部を公募することを検討する。

3. 給与及び定員管理の適正化

①給与の適正化

職員給与は、職員の生活基盤であるとともに、人材の確保や職員の勤労意欲の高揚等、人事管理上極めて重要なものである。

地方公務員法では、職員給与はその職務と責任に応じるものであり、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

本市では、管理職手当の支給率を引き下げたほか特殊勤務手当を見直すとともに、平成11年4月を基準とした国家公務員との給与格差を示すラスパイレス指数では、府下32市中で、最も格差が是正されたという結果が出ている。

今後も、社会経済情勢を十分考慮しながら、中長期的な課題を整理し、引き続き、給与の適正化に努める。

[取組方針]

- (1) 人件費総額の抑制を基本に、勤労意欲の高揚につながる給与制度や給与のあり方を検討する。
- (2) 各種手当は、社会状況の変化や職員の勤労実態などを勘案し、それぞれの手当の趣旨に沿った適正化を図る。
- (3) 職員の高齢化やポストレスの時代を迎え、効果的な勧奨退職制度のあり方を検討する。

②定員管理の適正化

行財政を取り巻く環境が極めて厳しい中、地方分権の実施や介護保険制度の施行など、行政課題に的確な対応をするに当たっては、公務能率を一層向上させるとともに、適正な定員管理に努めることが重要である。

本市では、新たな行政需要が発生した部門は、必要な人員を確保しながら、事務事業の見直しや組織・機構改革などにより、職員定数の削減や退職者の不補充に取り組んできた。総職員数の推移は、平成6年度の771人をピークに、平成12年度では39人（約5%）を削減して732人とするなど、全体として総職員数を抑制している。

今後、市民サービスを低下させることなく、人材を有効に活用して最大の行政効果をあげる計画的な定員管理を進めていく。

〔取組方針〕

- （１）各部課の職員配置は、事務事業量の正確な把握や職員の勤務実態などにより、見直していく。
- （２）新たな行政需要に対しては、事務事業の整理・統合や人員配置の見直しなどにより、可能な限り職員の配置転換で対応し、極力、定員増加を抑制する。
- （３）総職員数は、既存の人員配置の見直しや直営部門の民営化を進めることなどを前提として、平成17年度までにさらに3%（約20人）を削減目標とする定員管理に取り組む。
- （４）職員の新規採用は、再任用制度を有効に活用する観点も踏まえ、すべての職種を含め、中期的な方針に基づき計画的に実施する。

4. 職員の能力開発、人材育成

①職員の意識改革と能力開発

地方分権の実施に伴い、地方公共団体の果たすべき役割は、ますます重要となっており、新たな時代の流れや市民ニーズの変化などに即応していくためには、職員一人ひとりの意識改革と資質の向上、能力開発に努め、持てる能力を最大限に発揮し、市民に信頼される行政を推進していくことが不可欠である。

このことから、全職員が市政推進に関する方針等を常に意識しながら業務に当たるとともに、事務处理的な能力に限らず、政策形成能力や創造能力、法務能力等の一層の向上につながるよう研修制度を改善・充実する。

また、職員意識の高揚、活性化を目的としている職員提案制度や自己申告制度は、職員の勤労意欲や研究心、創意工夫の成果等を組織や行政施策に反映させるシステムとして確立する。

〔取組方針〕

- (1) 職員が、自分の1日当たりの給与や1時間当たりの単価がいくらなのかという原価意識を持つことを徹底する。
- (2) 職員に対し、市政推進に関する方針を明示する場や計画設定プロセスに参画する機会等を拡充する。
- (3) 研修制度は、職務や職階に応じて、より一層責任感を醸成し、執務能力を向上させる効果的な制度に改善・充実する。
- (4) 職員提案制度、自己申告制度等を一層有効に活用するため、制度自体を改善・充実する。
- (5) 職員士気の高揚や自己啓発、職場の活性化につながる自主研究活動に対して、適正な支援や組織化を促進する。

②人事の活性化と人材育成

社会経済情勢が急激に変化する中で、多様化・高度化する市民ニーズに対し、質の高い行政サービスを提供していくためには、職員自身が能力開発に努める一方、組織では、職員の「やる気」や「やりがい」につながる人事制度を確立することが重要となっている。

このことから、計画的で適正な人事異動の促進や、職員のやりがいを高めるための昇任試験制度の導入等人事の活性化を図るとともに、人材育成を推進していくに当たっての基本的な方針等を明確化していく。

また、専門職の育成・確保や、職員の幅広い見識を広げるために他団体との人事交流等を推進する。

[取組方針]

- (1) 職員が幅広い視野と行政経験、行政知識を習得するため、計画的な人事異動を促進する。
- (2) 職員の「やる気」や「やりがい」を高めるため、適正な職員の考課システムの確立や昇任試験制度を計画的に実施する。
- (3) 人材育成の目的や方策等に関する基本的な方針を明確にし、総合的な人材育成に取り組む。
- (4) 職員の勤労意欲の向上と組織を活性化させるため、職員の知恵と創意工夫による新規施策や事業等の提案、公募制の導入等を検討する。
- (5) 人事交流は、大阪府への派遣等を継続するとともに、他の地方公共団体や民間との人事交流を検討する。

5. 行政の情報化等市民サービスの向上

①行政情報化の推進

複雑多様化する行政需要に迅速かつ的確に対処していくに当たっては、高度情報処理技術を有効に活用した事務処理の〇Ａ化や行政の情報化を推進し、行政事務の簡素化・効率化と、各種の情報システムの構築やネットワーク化を進めることが重要となっている。

地方自治体では、住民基本台帳ネットワークシステムの構築や、国とのオンラインを結ぶ「電子自治体」への対応も求められている。

本市では、大量定型業務を中心とした〇Ａ化に取り組んできたが、行政の情報化を総合的・計画的に推進するため、平成１０年３月には藤井寺市行政情報化計画及び藤井寺市電算化基本計画を策定した。

今後も、こうした計画に基づき、ＩＴ・情報化社会の進展に対応した市民サービスの向上と行政事務を効率化・高度化させるため、行政の情報化を推進していく。

〔取組方針〕

- (１) 近年の情報処理機器の著しい性能の向上も考慮し、対象業務の特性、利用形態、セキュリティ対策等を十分検討した上で、計画的な〇Ａ化を推進する。
- (２) 情報の有効利用・高度利用の視点から、ＬＡＮを利用した情報の共有化や各種情報システムの構築、データベースの整備等を段階的に進めていく。
- (３) インターネットの普及を踏まえ、市民に対する行政情報提供システムを構築し、行政情報を有効に提供する。
- (４) 〇Ａ機器を効果的に活用するため、高度情報処理技術の進展に対応できる人材の育成と職員の研修制度を充実する。
- (５) 市民サービスの向上の観点から、窓口業務の現状を分析した上で、有効な電算化への取り組みやネットワーク化の導入を検討する。

②窓口サービス等の充実

市民が来庁される用件で、最も多い業務を担っているのが窓口部門であり、窓口サービスを充実することは、特に重要である。

本市では、職員の適切な接遇の徹底や、縦割りの対応の是正をはじめ、各種申請事務手続の簡素化、迅速化などに努めるとともに、待ち時間を解消するため、住民票等を予約で発行している。

また、平成12年4月の組織・機構改革に併せ、情報公開請求の受け付けをはじめとして、市の刊行物の閲覧や簡易な相談も受ける「情報ふれあいコーナー」の設置、職員のローテーションによる庁内の案内業務、各課の主な担当業務を記載した案内表示板の設置等に取り組んでいる。

さらには、平成12年7月から、生涯学習センター（アイセル シュラ ホール）で、土曜日や日曜、祝日にも住民票等の証明書を発行している。

今後も、こうした形で市民の立場に立ち、市民の利便性の向上や効果的な窓口サービスの充実を進めていく。

〔取組方針〕

- (1) 市民サービス向上等の観点から、本庁1階ロビーの「情報ふれあいコーナー」の機能充実を検討する。
- (2) 窓口業務は、可能な限り関連する事務を同一課、同一部に集約化し、市民に分かりやすい形で、事務処理、事務手続の効率化、迅速化に努める。
- (3) 行政サービスを迅速かつ的確に提供するため、引き続き、市民からの各種申請・届出手続等の明確化、簡素化を進める。
- (4) 市民の利便性を一層向上させるため、既存の各公共施設での新たな窓口サービスの取り組みや、市内の公共的団体との連携強化等を検討する。
- (5) 昼休みの窓口業務は、市民の利便性を向上させるため、今後も、取扱業務の明確化や拡大に努める。

6. 開かれた市政の推進

①市民参加の推進

市政は、常に公正で公平かつ市民主体の行政を運営する必要があり、地方分権の時代を迎えた中で、市の計画策定をはじめ、政策の意思決定や実施過程で市民の意見を十分反映し、より一層市民参加による市政を推進することが重要である。

一方、市民ニーズがますます複雑化・多様化する中、特色ある個性豊かな地域社会を実現していく上で、市民と行政との役割分担を明確にしながら、協働によるまちづくりを進めていく重要性も高まっている。

本市では、市政モニター制度や、公募による市民との懇話会等を設け、市民の声を反映した行政運営を推進してきた。

今後も、活力ある地域の個性を生かしたまちづくりを進めていくため、市民が参画できる機会を拡充するとともに、自主的な市民活動やボランティア活動を支援しながら、市民参加による市政を一層推進する。

[取組方針]

- (1) 市民の意見を広く行政運営に反映していくため、広聴機能等を充実するなど市民が参加できる機会を拡充する。
- (2) 市民と行政又は市民同士が連携し、コミュニケーションを保ちながら協働してまちづくりを行うシステムづくりや体制づくりを検討する。
- (3) 社会的に大きな役割を担うNPOやボランティア活動等、自主的な公共活動に対して、行政としての効果的な支援、促進方策を検討する。

②公正確保と透明性の向上

市民とともに行政を推進し、より信頼される市政を実現していくためには、市民に分かりやすい方法で正確な行政情報を提供、公開するとともに、行政手続を明確化するなど、行政の公正確保と透明性を高めることが重要である。

本市では、藤井寺市情報公開条例及び藤井寺市個人情報保護条例、藤井寺市行政手続条例を制定し、平成11年10月から施行している。

今後も、各条例等の趣旨を職員が十分理解して適切に対応し、一層市民に開かれた市政の実現に努める。

[取組方針]

- (1) 藤井寺市情報公開条例及び藤井寺市個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに十分留意しながら、行政情報の適正な提供、公開を推進する。
- (2) 各種の行政情報は、市民に分かりやすいように工夫し、積極的に市民へ提供する。
- (3) 行政運営に関する市民からの意見等は、広報紙等を通じて広く公表する。
- (4) 行政運営を適正に執行していくため、時代の変化に対応した条例、規則等を整備する。
- (5) 適正で効率的な行政運営を確保するため、監査機能の向上に努める。

7. 健全な財政運営の確立

①計画的な財政構造の改善

少子高齢化、高度情報化の進展、防災対策や環境問題の重要性の高まり、さらには、地方分権の実施など、社会全体が大きな変革期を迎えている。こうした社会経済情勢の変化に適切な対応をしていくためには、景気の動向などを的確に見極め、中期的な財政見通しの下、総合的で計画的な財政を運営していく必要がある。

本市では、現下の厳しい財政状況を踏まえ、責任ある自治体としてこの財政危機を乗り越え、財政を健全化していくための道筋を明らかにするため、平成12年3月に財政健全化計画案を策定している。

今後も本計画案を財政運営の基本としつつ、単年度収支の均衡や経常収支比率を改善するなど、新たな時代の要請に的確かつ柔軟に対応できる弾力的な財政基盤の確立に努めていく。

[取組方針]

- (1) 財政健全化の当面の目標数値として、経常収支比率85%以下に向けた財政構造の改善に取り組む。
- (2) 歳出経費は、経費全般の徹底した節減合理化と毎年度の予算編成方針及び予算執行方針に基づき厳正に執行する。
- (3) 限られた財源を有効に活用し、効率的に執行するため、公共工事等のコスト縮減に向けた取り組みを推進する。
- (4) 市税等の自主財源の確保に努めるとともに、地方への税財源の移譲を踏まえた国の補助金の廃止、総合化される中で、事務事業の見直しを含めた特定財源の確保にも十分な努力を行う。
- (5) 地方公共団体の財政分析を行う新たな手法として、バランスシートの導入を検討する。

②企業会計、特別会計の健全な経営

近年、社会経済情勢の変化等により、地方公営企業を取り巻く環境には、極めて厳しいものがあり、各地方公営企業では合理性及び能率性の発揮を通じて、一層の経営の健全化を推進することが不可欠となっている。

本市では、水道局、市民病院の企業会計をはじめ、各種の特別会計を設置し、経営の効率化、健全化に努めているが、現下の厳しい財政環境を踏まえ、改めて業務内容等を総点検し、中長期的な観点から計画的に経営を健全化する必要がある。

このことから、サービス水準の維持向上等に留意しながら、時代の変化に対応したサービス提供のあり方の見直し、事務改善の推進と定員管理の適正化、建設投資の適切な実施、料金等の適正化等に取り組み、本来の独立採算を基本原則とした企業会計及び特別会計の経営健全化を推進する。

[取組方針]

- (1) 中長期的な観点に立った経営健全化に向けた方針や方策等を明らかにし、能率的な運営を推進する。
- (2) サービス提供のあり方について、需要の動向や採算性、効率性などを考慮しつつ、業務内容、提供方法等を見直す。
- (3) 経営の改善や合理化を推進することにより、一般会計との経費負担は、法令等に基づき適正に運用していく。
- (4) 企業会計や特別会計の経営に当たっては、設置趣旨や企業としての職員意識を徹底し、常に効率的な経営に努める。

8. 公共施設の設置及び管理運営の効率化

①公共施設の有効活用

公共施設は、地方公共団体の行政活動の中でも重要な役割を果たしているものであり、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化、高度化に対応しながら、効果的に活用していく必要がある。

本市では、市民ニーズに沿った公共施設の整備に取り組み、市民福祉を増進してきたが、施設の老朽化への対応や、設置目的に沿った既存施設の有効活用が課題となっている。

今後の公共施設の設置及び老朽化への対応に当たっては、市民ニーズや市民の利便性を的確に把握するとともに、役割、機能、財政負担などを様々な角度から検討を加え、公共施設を有効に活用していく。

[取組方針]

- (1) 公共施設の整備に当たっては、その規模、整備水準等を十分検討し、極力、広域的利用の可能性や類似関連施設の複合化を検討する。
- (2) 老朽化が進む公共施設については、市民の意見等を十分把握し、重要度、緊急度、優先度及び将来の財政負担等を勘案し計画的に対応していく。
- (3) 既存の各種公共施設は、市民サービス向上の観点から、効果的な機能付加や転用を行うなど、一層有効に活用していく。

②公共施設の管理運営

公共施設の管理運営は、ライフスタイルの変化や市民ニーズの多様化などに伴い、市民の立場に立って、より柔軟で効果的に運営することが求められている。

本市では、（財）藤井寺市施設管理公社をはじめとした外郭団体を活用し、効率的で効果的な公共施設の管理運営に努めている。今後も、外郭団体の持つ公共性と効率性という特徴を生かし、行政との連携の下でこうした外郭団体を有効に活用していく。

また、公共施設等の管理業務の中で、既に委託している業務内容等についても、市民サービスの向上、管理業務の効率化、コスト削減などの視点から、改めて見直し、一層適正な管理運営に努める。

[取組方針]

- (1) 外郭団体の職員配置の見直しや業務執行の効率化に取り組みながら、公共施設の管理・運営は、（財）藤井寺市施設管理公社への計画的な委託化を進めていく。
- (2) 公共施設の設置目的や利用内容に応じて、市民団体やボランティア活動との協力関係による管理・運営方法についても検討する。
- (3) 公共施設の管理・運営にかかる既存の委託業務の内容等は、必要性、効果性、効率性などの観点に立って見直しを進める。
- (4) 市民サービスの向上と管理・運営の効率化の観点から、周辺地域との公共施設の共同利用化について検討する。

推進にあたって

行政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが時代の変化を認識し、今、地方自治体が求められている役割や責任を十分自覚するとともに、行政改革推進本部を中心とした庁内の推進体制を確立し、全庁的に取り組んでいく。

また、実効ある行政改革とするため、本市が当面している課題のみならず、中長期的な課題も明らかにしながら、行政自らが最大限の努力を払うことはもちろんのこと、市民をはじめ関係諸団体及び市議会等の理解と協力の下に推進していく。

一方、地方分権の実施に伴い、市町村が独自性・創造性を発揮し、地域の実情に応じた個性豊かなまちづくりを進めていく時代を迎えている中で、市町村への適切な財源措置や地方税の充実強化等について、国や府に対して強く要望していく。さらに、国や府の補助制度等の見直しが生じ、市町村の負担増につながることを防ぐように、併せて要望していく。

この行政改革大綱に掲げている項目は、必要に応じて随時見直ししながら、時代の要請にこたえられる行政改革と財政の健全化を推進し、21世紀においても活気があり、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指していく。

実 施 計 画

◎項目の種類 【実施項目】＝改善・改革を実施するもの
 【検討項目】＝実施に向け検討するもの

1. 事務事業の再構築

①事務事業の見直し

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<類似する事務事業の統合> ・同一課内に限らず、全庁的な観点から、実施目的や対象者等が類似している事務事業について、効率化が図れるものは統合する。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<所期の目的を達成した事務事業の廃止> ・事務事業の実施にあたっては、毎年度その必要性や効果性を検証し、所期の目的が達成されたものや効果が薄れたものなどについては廃止する。	実施項目	→	→	→	→	→
3	<行政課題に対応した事務事業の実施> ・新規施策を実施するにあたっては、行政の責任領域や将来の財政負担に十分留意し、創意工夫による効果的な取り組みを行う。	実施項目	→	→	→	→	→
4	<事務事業の実施期間（終期）の設定> ・事務事業の内容に応じて、その実施目的や効果性を鑑み、事務事業の実施期間（終期）の設定を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
5	<各種行事、イベントの見直し> ・各種行事やイベントについて、地域とのより一体感の醸成や一層効果的に実施できるような実施方法、実施内容等を再検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
6	<庁内公用車管理業務の見直し> ・庁内公用車の効率的な管理、活用を図るため、事務系公用車を中心とした集中管理方式に取り組む。	実施項目	→	→	→	→	→
7	<文書管理・保管事務の効率化> ・各課内における各種文書について、必要以上の複写や個人的な保管は厳に慎み、課としての適正な管理・保管を行う。	実施項目	→	→	→	→	→
8	<市刊行物の見直し> ・現在発行している刊行物について、その効果性や必要性を再検討し、類似しているものや効果が薄れたものは廃止や縮小を行う。	実施項目	→	→	→	→	→

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
9	<事務事業評価システムの導入検討> ・実施した事務事業について、行政経営という観点から実施後の成果等を検証する事務事業評価システムの導入を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

②補助金等の見直し

10	<団体補助金の見直し> ・補助目的に沿い、必要性、効果性、公平性などの観点から、常にその適正化を図る。	実施項目	→	→	→	→	→
11	<団体補助金の終期設定の検討> ・運営が軌道に乗った団体や自主・自立が可能な団体に対する補助金については、補助終期の設定を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
12	<コミュニティ制度の見直し> ・地区会館の整備等に関する同助成制度について、制度創設後10年以上が経過することなどから、一定の見直しを検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

③受益と負担の公平性の確保

13	<使用料、手数料及び保育料等の見直し> ・各種使用料、手数料及び保育料等については、物価変動や事業経費等を鑑み、3年周期を基準として検証し、必要に応じて改定する。	実施項目	→	→	→	→	→
14	<ごみの減量化の検討> ・ごみ投入量の減少と自己責任の観点から、ごみの種類を考慮した有料化を含めたごみの減量化に向けた対策を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
15	<特定配布物、通知はがき等の見直し> ・受益者が特定される配布物の受益者負担の検討や広報紙等への掲載による個別通知はがきの廃止などを検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
16	<各種講座・教室等の適正な受講料の設定> ・各種講座や教室等の受講料については、その受益の程度等により、適正な実費負担を設定する。	実施項目	→	→	→	→	→

④民間委託等の推進

17	<市直営業務の民営化の検討> ・市民サービス向上と事務事業の効率化の観点を踏まえ、外部委託が適切な事務事業の民営化を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
18	<ＰＦＩ制度等の調査研究> ・民間の資金や経営ノウハウを活用して施設整備等を行うＰＦＩ制度等の新たな経営手法について、その制度内容や導入の可能性などを検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

⑤広域行政の推進

19	<一部事務組合の効率的運営の推進> ・一般会計の厳しい財政状況を踏まえ、一部事務組合においても、構成市との連携強化により、一層効率的な運営を推進する。	実施項目	→	→	→	→	→
20	<広域行政機構の連携方策の検討> ・南河内地域広域行政推進協議会などの広域行政機構において、近隣市町村との有効な連携方策のあり方について検討を加える。	検討項目	→	→	→	→	→
21	<広域処理、共同事業化の検討> ・近隣市町村との広域的な実施が効率的で効果的な事務事業については、広域処理や共同事業化を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
22	<市町村合併問題の調査、研究> ・大阪府において合併パターンも示される中、実施事例等の調査研究、市町村合併に関する一般的な問題点や課題、効果などの検討を行う。	検討項目	→	→	→	→	→

2. 組織機構の簡素効率化

①効率的な組織・機構の構築

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	＜プロジェクトチームの活用＞ ・ 臨時的な行政課題や緊急を要する懸案事項については、プロジェクトチームを積極的に活用する。	実施項目	→	→	→	→	→
2	＜事務処理マニュアルの作成＞ ・ 事務処理の効率的な執行と標準化を図るため、各課業務の事務処理マニュアルを作成する。	実施項目	→	→	→	→	→
3	＜庁内会議の効率化＞ ・ 庁内会議については、会議の趣旨、目的、協議事項の要点の明確化と資料の事前配付などにより、効率的に実施する。	実施項目	→	→	→	→	→
4	＜時代に即した組織機構の構築＞ ・ 出先機関や学校園等を含め、組織機構については、市民サービスの向上と簡素効率化の観点から、常に時代の変化に即した必要な見直しを検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

②審議会、協議会の見直し

5	＜審議会、協議会の効果的な運営＞ ・ 設置目的、審議内容等に照らして、幅広い角度からより効果的、効率的に審議等を図ることができるものについては、再編を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
6	＜女性委員比率の拡大＞ ・ 幅広い分野からの意見を反映するにあたり、当面の目標を30%として、その目標に近づけるよう女性委員比率の拡大に努める。	実施項目	→	→	→	→	→
7	＜市民公募制の導入＞ ・ 審議会、協議会の性格を見極めながら、委員の一部について、公募制の導入を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

3. 給与及び定員管理の適正化

①給与の適正化

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<給与制度の適正化> ・人件費総額の抑制を基本に、給与制度のあり方を検討し、職員の勤労意欲の高揚にもつながる給与の適正化に努める。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<各種手当の適正化> ・時間外勤務手当や特殊勤務手当などの各種手当については、社会経済状況の変化や職員の勤務実態などを勘案し、常にその適正化に努める。	実施項目	→	→	→	→	→
3	<勧奨退職制度のあり方の検討> ・職員の高齢化やポストレス時代を踏まえ、勧奨退職制度については、その効果的なあり方について再検討を行う。	検討項目	→	→	→	→	→

②定員管理の適正化

4	<計画的な定員管理の推進> ・総職員数について、直営部門の民営化や再任用制度の有効活用を図ることを前提に、平成17年度までにさらに3%（約20人）を削減目標とする定員管理を進める。	実施項目	→	→	→	→	→
5	<新規職員の計画的採用> ・定員管理の適正化との整合を図りながら、新規職員の採用にあたっては、組織としての年齢階層のバランスを考慮した中期的な観点からの計画的な採用を行う。	実施項目	→	→	→	→	→
6	<小・中学校校務員の退職者不補充> ・小・中学校校務員については、1校あたり2名配置のうち、退職時に1名を臨時職員等で対応する。	実施項目	→	→	→	→	→
7	<配置基準及び嘱託職員等の見直し> ・学校園や保育所等における職員の配置基準の見直しと嘱託職員等のあり方について再検討を行う。	検討項目	→	→	→	→	→

4. 職員の能力開発、人材育成

①職員の意識改革と能力開発

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<研修制度の改善、充実> ・職員それぞれの職務や職階に応じて、一層の責任感の醸成と執務能力の向上につながる効果的な研修制度の改善、充実を図る。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<職員意識の活性化> ・職員提案制度、自己申告制度の有効活用を図るとともに、職員の勤労意欲や研究心の向上につながるよう制度自体の改善、充実方策を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
3	<市政推進方針等の徹底> ・職員への市政推進に関する方針明示や情報提供、計画プロセスへの参画機会の拡充を図り、コスト意識の徹底や職員の意識改革を進める。	実施項目	→	→	→	→	→
4	<自主研究活動促進方策の検討> ・職員士気の高揚や自己啓発、職場の活性化につながる自主研究活動について、それらの組織化を支援し、政策研究、提案組織としての活用を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

②人事の活性化と人材育成

5	<人事考課制度の確立> ・職員の勤労意欲の向上と人材育成を図るため、計画的な昇任試験の実施や適正な人事考課システムを確立する。	実施項目	→	→	→	→	→
6	<人事ローテーションの促進> ・職員の勤労意欲の向上と組織の活性化を図るため、女性職員の登用を含めた計画的な人事ローテーションを促進する。	実施項目	→	→	→	→	→

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
7	<人事交流の推進> ・高度な専門知識や幅広い見識などを養うため、継続して大阪府への派遣を継続するとともに、他の地方公共団体や民間企業との人事交流を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

5. 行政の情報化等市民サービスの向上

①行政情報化の推進

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<行政情報提供システムの構築> ・インターネット等の普及を踏まえ、市民に対する行政情報提供システムを構築し、有効な行政情報の提供と市民サービスの向上を図る。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<庁内LANの整備促進> ・行政情報の有効利用、高度利用の観点から、庁内LANを整備し、情報の共有化や各種情報システムの構築、データベースの整備などに段階的に取り組んでいく。	実施項目	→	→	→	→	→
3	<OA研修等の充実> ・OA機器の効果的な活用を図るため、高度情報処理技術の進展に対応できる職員研修制度の充実と人材の育成を行う。	実施項目	→	→	→	→	→
4	<各公共施設間ネットワーク化の検討> ・市民サービスの向上を図るため、窓口業務の有効な電算化を推進することとあわせ、各公共施設間の相互予約システムの導入などのネットワーク化を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

②窓口サービス等の充実

5	<情報ふれあいコーナーの機能充実> ・一層の市民サービス向上の観点から、本庁1階ロビーに設置している情報ふれあいコーナーの機能充実方策について検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
6	<各種申請、届出手続等の簡素化> ・窓口業務の迅速化を図るため、市民からの各種申請書の記載方法や届出手続等の明確化と簡素化を進める。	実施項目	→	→	→	→	→

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
7	<行政用語等の改善> ・窓口等での市民対応にあたっては、複雑な行政用語の改善と縦割りの対応の是正を徹底する。	実施項目	→	→	→	→	→
8	<新たな窓口サービスの検討> ・市民の利便性の向上を図るため、既存の公共施設等を活用した新たな窓口サービスの実施を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

6. 開かれた市政の推進

①市民参加の推進

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<市民参加型広聴活動の推進> ・市民の意見を広く行政運営に反映していくため、市政モニター、市民対話集会、市民懇話会などの市民参加型広聴活動を推進する。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<市民自主活動の支援、促進> ・市民と行政との協働によるまちづくりの観点から、自主的な市民活動やボランティア活動を一層支援、促進する。	実施項目	→	→	→	→	→
3	<出前（出張）講座の実施> ・各種行政施策等について、その内容に応じ、市の方から市民や市民団体の活動の場に出向いてサービス提供を行う出前講座の実施を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

②公正確保と透明性の向上

4	<適正な情報公開の推進> ・本市情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに十分留意しながら、行政情報の適正な提供、公開を推進する。	実施項目	→	→	→	→	→
5	<行政手続の適正化、迅速化> ・本市行政手続条例に基づき、行政手続の明確化、迅速化を図るとともに、公正で透明な行政運営を推進する。	実施項目	→	→	→	→	→
6	<時代の変化に応じた条例等の制定> ・行政運営を適正に執行していくため、その根拠となる条例、規則等については、時代の変化に対応した必要な見直しや新たな制定を行う。	実施項目	→	→	→	→	→

7. 健全な財政運営の確立

①計画的な財政構造の改善

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<財政健全化の推進> ・財政健全化を推進するため、財政指標の当面の目標数値として、経常収支比率85%以下に向けた財政構造の改善に努める。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<経費全般の節減合理化の徹底> ・歳出経費については、毎年度の予算編成方針及び予算執行方針に基づく厳正な執行と経費全般の節減合理化を徹底する。	実施項目	→	→	→	→	→
3	<公共工事等のコスト縮減> ・限られた財源を有効に活用し、効率的な執行を図るため、公共工事等のコスト縮減に向けた取り組みを推進する。	実施項目	→	→	→	→	→
4	<有効な特定財源の確保> ・事業実施にあたっては、事業担当課において、事業毎の国や府の補助制度等を十分研究し、有効な特定財源の確保に最大限努力する。	実施項目	→	→	→	→	→
5	<地方自主財源の強化> ・市税等の財源確保に一層努めるとともに、国や府に対しては、地方分権時代に沿った補助制度の改善や地方税の充実など、地方自主財源の強化を要望していく。	実施項目	→	→	→	→	→
6	<バランスシートの導入検討> ・地方公共団体の総合的な財政分析を行う新たな手法として、バランスシートの導入について検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

②企業会計、特別会計の健全な経営

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
7	<計画的な経営健全化の推進> ・企業会計、特別会計については、中期的な観点に立った経営方針を明確化し、計画的な経営の健全化を推進する。	実施項目	→	→	→	→	→
8	<業務内容等の見直し> ・厳しい財政状況を鑑み、従来のサービス提供のあり方の見直し、事務改善や定員管理の適正化、建設投資の見直し、料金体系の適正化などに取り組む。	実施項目	→	→	→	→	→
9	<企業意識の徹底> ・企業会計や特別会計の経営にあたっては、その設置趣旨や企業としての職員意識の徹底を図り、常に経営の改善や合理化に取り組む。	実施項目	→	→	→	→	→

8. 公共施設の設置及び管理運営の効率化

①公共施設の有効活用

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
1	<公共施設の老朽化への対応> ・老朽化が進む公共施設については、市民ニーズや市民の利便性を踏まえ、重要度、緊急度、優先度及び財政負担等を勘案した計画的な対応を図る。	実施項目	→	→	→	→	→
2	<既存施設の機能付加> ・既存の公共施設について、市民サービス向上の観点から、効果的な機能付加や転用を進め、一層の有効活用を図っていく。	実施項目	→	→	→	→	→
3	<学校開放の推進> ・市民の利用ニーズに対応し、引き続き、小中学校の運動場、体育館の開放事業を継続するとともに、余裕教室の有効活用を推進する。	実施項目	→	→	→	→	→

②公共施設の管理運営

4	<効果的な外郭団体の活用> ・公共施設の管理運営については、外郭団体が持つ柔軟性と効率性を活かし、(財)施設管理公社をはじめとする外郭団体を有効に活用する。	実施項目	→	→	→	→	→
5	<外郭団体の職員配置等の見直し> ・既存の外郭団体の職員配置等について、より柔軟で効果的な運営ができるよう相互間の連携を含め、その体制のあり方を再検討する。	検討項目	→	→	→	→	→
6	<市民団体等による管理運営> ・公共施設の設置目的や利用状況に応じて、市民団体やボランティア活動による管理運営の可能性について検討する。	検討項目	→	→	→	→	→

番号	実施計画項目	種類	計画年度				
			13	14	15	16	17
7	<施設管理業務の見直し> ・公共施設の管理運営にかかる既存の委託業務の内容等について、その必要性、効果性、効率性の観点に立った抜本的な見直しを行う。	実施項目	→	→	→	→	→
8	<公共施設の共同利用化の検討> ・市民サービスの向上を図る観点から、周辺地域との公共施設の共同利用化を検討する。	検討項目	→	→	→	→	→